

一生吹配水池小水力発電設備基本設計業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

四日市市上下水道局

第1章 共 通 事 項

第1条 目 的

本業務は、令和6年度に実施した小水力発電導入検討業務（以下「導入検討」という）の成果を基に基本設計業務（以下「基本設計」という）を行うものであり、その一式を四日市市上下水道局（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）委託するものである。

乙は、本特記仕様書を遵守し遂行すること。

第2条 業務計画書

乙は契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

第3条 疑 義

乙は業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は甲と協議し明確にするものとする。

第4条 機 密 の 保 持

乙は、本業務上知り得た一切の事項を外部に漏らしてはならない。

第5条 変 更 契 約

作業の途中において甲の都合により、その内容に変更が生じてもそれが軽微な場合は乙の負担によりそれを処理する。

第6条 委託業務期間

契約の日より令和8年2月27日限りとする。

第7条 法令等の遵守

乙は、業務の実施に当り、関係する法令等を遵守しなければならない。

第8条 提 出 書 類

乙は本業務の着手及び完了に当たって第2章第5条の成果品のほか
業務着手届
業務計画書
議事録
業務完了届
を提出すること。

第9条 技 術 者

1. 乙は設計業務等における管理技術者・照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 各工程における担当技術者は同種業務の実務経験を有すること。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第10条 支 払 い

委託料の支払いは、業務完了払いとする。

第2章 委託業務

第1条 対象施設

一生吹配水池

第2条 業務内容

- (1) 対象施設において、導入検討の内容を基に、小水力発電設備の基本設計を行う。
- ① 施設の運用を考慮し、適した水車について、年間発電可能量の詳細な検討を行い整理すること。発電可能量の検討に当たっては、その根拠となる具体的な水車性能曲線及び発電効率を明示すること。また、取扱メーカーの整理も行うこと。
 - ② 想定される事業スキームについて、複数のモデルを比較検討できるようにすること。
 - ③ 運転・維持管理方法の計画検討を行い、保守メンテナンス費の算出をすること。
 - ④ 施設の利用状況を整理し、施工方法の検討を行うこと。
 - ⑤ 概算事業費（詳細設計業務費用も含む）の算出及び基本設計図書の作成を行うこと。

施設概要

一生吹配水池（1号池）

構造：RC造

有効容量：6,000 m³

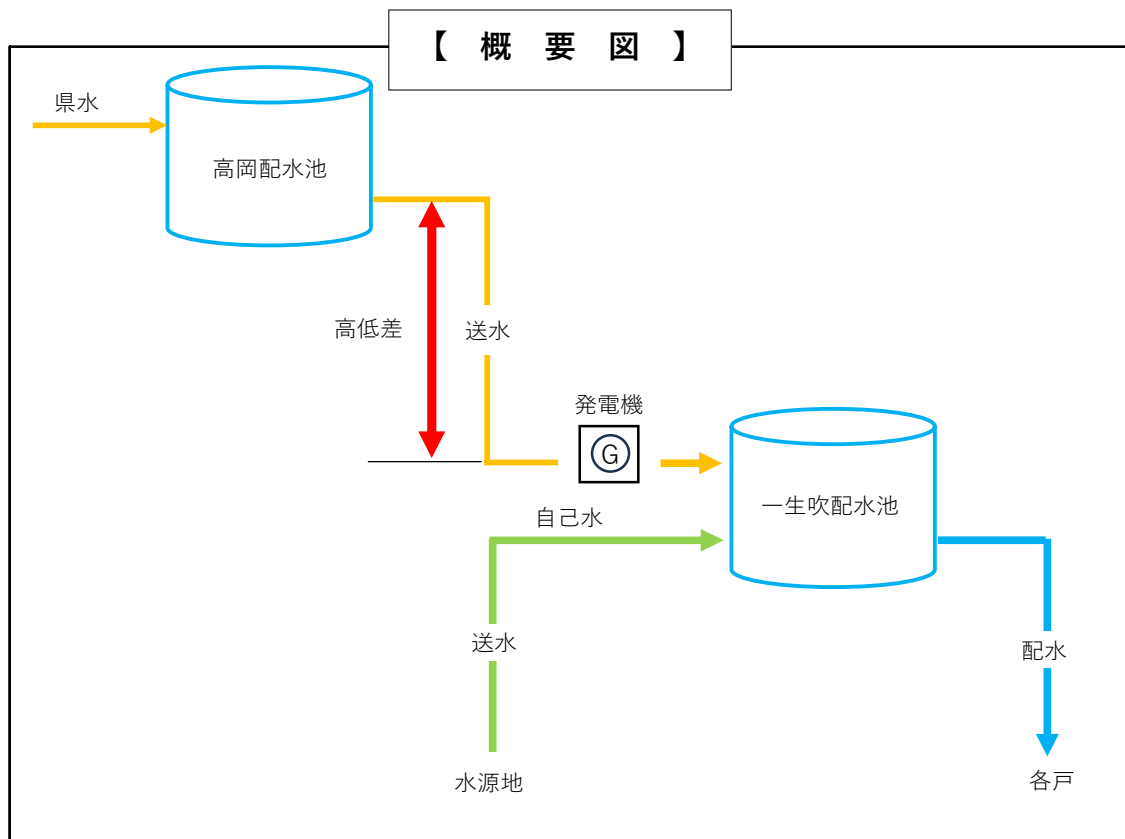
一生吹配水池（2号池）

構造：RC造

有効容量：6,000 m³

配水量：25,322 m³/日（令和5年度 日平均）

基本設計の概要図を下記に示す。



第3条 設計条件

第1項 計画・検討・積算など

計画検討は、水道工事標準仕様書、水道施設設計指針、水道施設更新指針、水道維持管理指針、中小規模水道施設機械・電気設備設計要領、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会などを遵守すること。

第2項 関係官公庁等との協議

乙は、本業務にかかり必要となる法令等を甲に説明し、関係官庁等との協議・調整するとともに、諸手続き及び届出書類等の作成支援をしなければならない。

第4条 資料の貸与

本業務の実施に当たって、下記の資料を貸与する。

- 1) 建築・土木竣工図（印刷物）
- 2) 施設運転日報・月報データ（令和元年度～5年度電子版）
- 3) 各機器・電気設備完成図（印刷物）
- 4) 平面図（一部 CAD データ）
- 5) 小水力発電導入検討業務成果品（電子版）

第5条 成果品

本設計における成果品は、以下のとおりとする。

- 1) 基本設計図書
- 2) 調査資料（写真含む）、検討（計算）書
- 3) 議事録
- 4) 電子保存データ（メディアは CD-R 又は DVD-R）

納品部数は各 3 部（見積書、電子保存データは 1 部）とする。

なお、設計図面データ形式は AutoCAD. DWG 及び JWCAD 形式 2 種、特記仕様書はワード形式、設計書はエクセル形式、その他は PDF 形式とする。

以上

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。